

令和9年度支援保育 ～ 利用のしおり～

◎目的

心身の発達促進に支援が必要なお子さんに、保育所・認定こども園（以下「保育所等」という。）で担任以外に支援を行う職員を配置して丁寧に保育を行うことで、お子さんの発達を促進する事業です。

◎実施施設

公立：第二保育所、第四保育所

私立：山崎保育園、高浜学園、RICホープ水無瀬保育園、
しまもと里山認定こども園、認定こども園ゆいの詩、
幼稚園型認定こども園山崎幼稚園

◎支援の実施期間

令和9年4月1日から令和10年3月31日まで

※必ず令和9年4月1日から利用することとしており、年度の途中で入所することを予約することはできません。

◎申請受付時期

令和8年9月18日（金）から令和8年10月2日（金）まで

※定められた期間以外に途中から申し込むことは、原則としてできません。

◎申請方法

島本町ホームページのWebフォームからお申込みください。以下のURL 及びQRコードから画面にお進みいただけます。

URL：「<https://logoform.jp/form/8bKw/1724117>」



◎必要書類

支援を要する状況の分かる以下の書類のうちいずれか

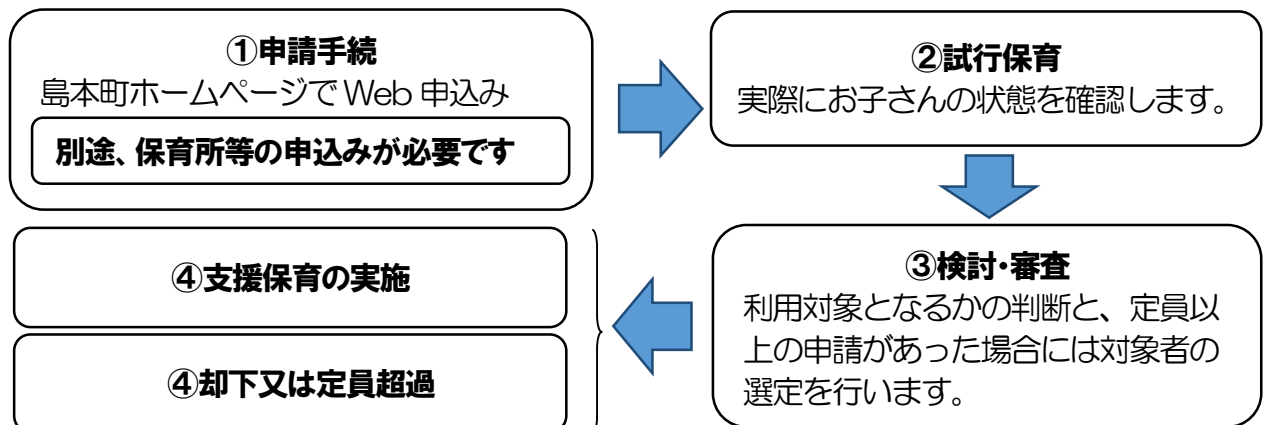
- ・身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の写し
- ・疾病等に係る診断書又は医師の医学的な所見を確認できる書面の写し（心身の発達促進に支援が必要と見込まれることが分かるもの）
- ・発達検査の受検結果の写し

※添付書類が不明確な場合、再度の提出を求める場合があります。

◎結果通知時期

令和8年12月末頃

◎ご利用までの流れ



（裏面もご覧ください）

★注意事項（必ずお読みください）

- この募集は、支援の対象児童となるかどうかの審査を受けるためのものです。よって、この手続とは別に、保育所等への入所手続が必要です。入所の手続については、広報誌などでご確認ください。なお、既に保育所等に在籍されている場合は、別途の入所手続は不要です。
また、支援保育の申込みで希望する施設名と、保育所等の入所手続で希望する施設名は合わせていただくようお願いします。
- 支援保育の利用に当たっては、保育所等を利用するための保護者の就労など保育要件が必要です。保育要件がない場合は保育所等を利用できないため、支援保育の利用ができません。
- 要する支援の程度が重いために、保育所等における支援では安全に保育を行うことができず、専門機関での療育などが必要であると認められる児童は、保育所等での支援をお断りすることがあります。
- この募集は、令和9年4月1日に保育所等に入所されることを条件としており、令和9年度途中からの入所希望による支援保育の予約はできません。
- 島本町へ転入予定の場合、令和9年4月1日時点で島本町に転入している必要があります。転入できなかった場合など、保育所等に入所できる状態にならなかった場合、審査の結果、支援の対象となっていたとしても、保育所等への入所はできません。
- 支援保育には定員があります。支援を要する程度が支援保育で対応できる範囲内にある児童のうち、その程度の重い順に決定します。このため、支援を要する程度の状況によっては、支援保育を利用できない場合があります。
- 年度途中に、必要に応じて支援の必要性について児童の状態に基づいて見直しを行うことがあります。このため、見直しの結果によっては、実施期間中でも支援を終了することがあります。
- 試行保育について、お子さんがまだ保育所等に在籍されていない場合、保護者とお子さんにお越しいただき、お子さんの状態を確認します。令和8年11月2日（月）又は11月13日（金）のいずれかで実施予定です。申込み後、日程について調整いたします。
なお、既に保育所等に在籍されている場合、保育所等における普段の生活の中でお子さんの状態を確認させていただきますので、保護者の同伴は不要です。

★問合せ先

教育委員会事務局 教育こども部 保育幼稚園課（島本町役場1階）
電話 962-7461・FAX 962-0611

カンガルー教室のご案内



カンガルー教室とは、支援や配慮を必要としているお子さんの保護者などを対象に、月に1回開催している交流会です。

日々のお子さんの様子を話しあって理解を深めたり、ほかの保護者から子育てに役立つ情報を教えてもらったりできる教室です。就学に向けての情報交換もできます。

また、教室の一環として、小グループでのグループワークやホームワークをとおして子どもへの関わりにポジティブな変化をもたらすペアレント・トレーニングを行っています。（ペアレント・トレーニングは別途申し込み手続きが必要です。）

保護者同士と一緒に、悩み事や困り事を話して安心できる場所で一緒に子育てしませんか？

毎回の参加が必須ではなく、参加したい内容のときにだけ会にご参加いただくこともできます。

過去の実施内容（参考）

- ・教育推進課担当者より就学前相談などに関するおはなし
- ・子どもの様子、子どもへの関わりなど意見交換
- ・新一年生の保護者から学校生活などについて意見交換
- ・福祉推進課担当者より福祉サービスに関するおはなし
- ・児童発達支援センター、放課後等デイサービスに関するおはなし
- ・カンガルー教室 OB の保護者から現在の子どもの様子など就学にむけて意見交換

問い合わせ先

島本町 健康福祉部 すこやか推進課

075-961-1122